

様式第3号（第7条関係）

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 令和2年度第1回水戸市男女平等参画センター運営委員会
- 2 開催日時 令和2年7月28日（火）午後2時から3時25分まで
- 3 開催場所 みと文化交流プラザ5階501・502研修室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 運営委員
大内晴江，川崎爽，小磯重隆，鹿倉よし江，鈴木律子，田山千秋，
中山一美，袴塚禮子，細谷智二郎，米川久子，若松亜紀子
 - (2) 執行機関
川上幸一，石塚美也，雲藤尊範，飯村久美，近藤麻里，藤井裕一郎
- 5 議題及び公開・非公開の別
 - (1) 令和元年度事業報告について（公開）
 - (2) 令和2年度事業計画及び予算について（公開）
 - (3) 水戸市男女平等参画センターの利用状況について（公開）
 - (4) その他（公開）
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の数（公開した場合に限る。） 0人
- 8 会議資料の名称
 - (1) 資料1 令和元年度実施事業
 - (2) 資料2 令和2年度事業計画
 - (3) 資料3 令和元年度みと文化交流プラザ施設利用状況
 - (4) 参考1 水戸市男女平等参画センター条例
 - (5) 参考2 みと文化交流プラザご案内
 - (6) 参考資料 水戸市男女平等参画推進基本計画（第3次）
 - (7) 参考資料 情報誌びよんど 第46号，47号

9 発言の内容

執行機関

ただいまから令和2年度第1回水戸市男女平等参画センター運営委員会を始めさせていただきます。

議事に入るまでの進行につきましては、私、男女平等参画課長の石塚が務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。はじめに水戸市市民協働部長の川上より御挨拶を申し上げます。

(市民協働部長挨拶)

執行機関

それでは、本日の委員会の開催にあたり、配布資料の確認をさせていただきます。本日の配布資料は、全部で9種類になります。1つ目は、本日の会議次第です。裏面は、委員名簿になっております。次に、右上に資料と記載しているものが3種類ございます。資料1が「令和元年度実施事業」、資料2が「令和2年度事業計画」、資料3が「2019(令和元)年度みと文化交流プラザ施設利用状況」となります。次に、右上に参考と記載しているものが2種類ございます。参考1が「水戸市男女平等参画センター条例」、参考2が「みと文化交流プラザご案内」となります。また、昨年度に策定しました「水戸市男女平等参画推進基本計画(第3次)」と、昨年度に発行しました「情報誌びよんど」の第46号と47号をお配りしております。以上の配布資料がお手元にあるか御確認いただき、過不足等がございましたら、事務局にお声がけをお願いします。

配布資料については、よろしいでしょうか。それでは、参考1「水戸市男女平等参画センター条例」の3ページをお開きください。本委員会は、水戸市男女平等参画センター条例の第11条の2の規定に基づき設置する委員会です。その所掌事項につきましては、第11条の3に規定されているとおり、センターの適正かつ円滑な運営を図るため、センターの運営に関する重要な事項について審議するものです。組織につきましては、第11条の4のとおり、関係行政機関や関係団体の役職員及び学識経験者で構成しております。委員の定数は15人以内となり、現在は13人のかたがたに委員を委嘱させていただいております。任期につきましては、第11条の5のとおり、2年となっており、皆様におかれましては、2021年11月30日までが任期となります。どうぞよろしくお願いたします。

次に、本委員会については、同条例第11条の7第2項にあるとおり、委員の2分の1以上の出席が必要となります。会議次第の裏面、委員会委員名簿を御覧ください。

本日は、___委員、___委員の2名より御欠席との連絡をいただいておりますが、11名の委員の皆様にご出席いただいております。2分の1以上の人数を満たしておりますので、開催させていただきます。

それでは、今回は改選後、初めての委員会となりますので、委員の皆様にご自己紹介をして

いただきたいと思います。一言ずつで結構でございますので、お手元の式次第の裏面にある委員名簿の上から順にお願いします。

それでは、____委員からお願いします。

(委員自己紹介)

執行機関

ありがとうございました。続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。

(事務局職員紹介)

執行機関

それでは、正副委員長の選出をお願いしたいと思います。

正副委員長は、水戸市男女平等参画センター条例第11条の6第1項により、委員の互選により決定するものです。委員長及び副委員長につきまして、自薦又はどなたか御推薦等がございましたら、よろしくお願いします。

____委員

事務局で案がございましたら、御提案をお願いします。

執行機関

ありがとうございます。

____委員より、事務局の案について御質問がありましたので、お答えさせていただきます。事務局案としましては、____委員に委員長をお願いしたいと考えております。また、____委員に副委員長をお願いしたいと考えておりますが、皆様いかがでしょうか。

(異議なしの拍手)

執行機関

ありがとうございます。それでは委員長を____委員に、副委員長を____委員をお願いいたします。委員長及び副委員長の席へ移動をお願いします。

(座席移動)

執行機関

それでは、新たに選任されました委員長と副委員長より、一言、御挨拶をいただきたいと思います。

思います。委員長，よろしくお願ひいたします。

委員長

改めまして，____です。よろしくお願ひいたします。先ほども少しお話をさせていただいたとおり，3年ほど前まで青森県の弘前市にいました。元々は学生のキャリア，労働法が専門ということで，働くという面では，男女平等がなかなか難しい面もあるのですが，そういったこともあり，弘前市の男女参画にも関わらせていただきました。ちょうど本日配布いただいた基本計画等について，県と市とで違いはございますが，弘前市でもこういった計画書をまとめた経験もあるということで御推薦いただいたのかと思っております。微力ではございますが，一生懸命務めさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

執行機関

____委員長，ありがとうございました。続きまして，____副委員長，よろしくお願ひいたします。

副委員長

先ほどもこちらの利用率が高いということをお知らせしましたが，本日の委員のかたの中にも，いろいろな団体として一緒に活動しているかたがいらっしゃいます。ただ，現在は新型コロナウイルス感染症拡大で活動が止まった状態ですが，____委員と同じく市民団体の活動として毎週こちらを使用させていただいております。そういう視点からお役にたてればと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

執行機関

それでは，ここからの議事進行につきましては，水戸市男女平等参画センター条例第11条の7第1項の規定に基づきまして，委員長にお願ひしたいと思っております。

____委員長よろしくお願ひいたします。

委員長

それでは，引き続き議事を進めさせていただきます。

当委員会につきましては，会議終了後に会議録の作成をいたしますが，その署名人をお二人にお願ひしたいと存じます。

____委員と____委員にお願ひしたいと存じますが，皆様いかがでしょうか。

(異議なしの声)

委員長

それでは，会議録署名人は，____委員と____委員にお願ひいたします。

次に、会議次第1の「令和元年度事業報告」について、それから、関連がありますので、会議次第2の「令和2年度事業計画及び予算」について、併せて事務局から御説明をお願いします。

執行機関

(令和元年度事業報告)

それではここで、皆様にお配りしております、新たな計画の概要を説明させていただきます。

執行機関

(参考資料 水戸市男女平等参画推進基本計画【第3次】の概要説明)

執行機関

(令和2年度事業計画及び予算について説明)

以上をもちまして、会議次第1及び2の説明を終わりにいたします。

委員長

ただいま、事務局より「令和元年度事業報告」と「令和2年度事業計画及び予算」についての説明がありましたが、なにか御意見・御質問等がございますか。

____委員

御説明ありがとうございました。お聞きしたいところが、資料1の5ページ、女性人材バンク登録事業というところがございます。登録者数が42名とありますが、実際に登用されている実績としては、どのようなところに何名いらっしゃるのでしょうか。

執行機関

ただいま____委員から、女性人材バンク登録者のうち何名が実際に登用されているのかという御質問がございましたが、パーセンテージまでの詳細な数値が手元にはございませんので、すぐにお答えすることができないのですが、例えば、庁内には、私どもの男女平等参画推進委員会のような審議会や委員会等が約80ございます。その中のさまざまな分野において女性人材バンクから委員として登用されているかたがいらっしゃいます。例えば「環境」分野などでは、審議会の中に女性委員の割合を広めようという取組がございます。他課から

それらについて問合せがあった際に男女平等参画課で相談や助言等をさせていただいている状況でございます。

委員長

____委員，ただいまの事務局の回答でよろしいでしょうか。

____委員

人材バンクの切替え時期には登録させていただいておりますので，実際どれくらいの登用率があるのかと，お聞きしたいと思いました。ありがとうございました。

委員長

実際の数値がお分かりになりましたら，後で御報告いただければと思います。それでは，他に御意見・御質問等がなければ，会議次第3の「男女平等参画センターの利用状況」に移ります。それでは，事務局から説明をお願いします。

執行機関

(資料3により，水戸市男女平等参画センターの利用状況について説明)

委員長

ありがとうございます。ただいま，事務局より「男女平等参画センターの利用状況」について説明がありましたが，なにか御意見・御質問等はございますか。

____委員

ただいまの御説明は利用状況の報告でございますが，こちらはとても利用がしやすい施設でございます，利用率が高いのだと思います。実際に研修等を企画する上で，プロジェクターの利用ができればよいと感じることがあります。男女平等参画に関する研修等でないと男女平等参画課ではプロジェクターを借りることができない，それではと，五軒市民センターに確認しましたところ，以前はあったが今プロジェクターはないということです。

近年，講座等を開催する場合に，プロジェクターを使用するということが非常に多いと思います。施設に常設して欲しいと申しましても，高額なものでもありますので，大変なことだとは感じております。団体で用意ができない場合でも，施設に機材を整備していただければありがたいと思います。

委員長

今の御意見ですと，施設は使い勝手もよいのですが，プロジェクターなどの備品等の設備

があると、更に施設の利用がしやすくなるので、御検討いただきたいということによろしいでしょうか。本日の会議次第「その他」のところ、重複する部分がございますので、事務局で、今説明されるかどうか、お願いしたいと思います。

執行機関

それでは、ただいまの____委員からの御質問は、「男女平等参画課が所有しているプロジェクターの利用に関する事」によろしいでしょうか。こちらの件につきましては、事前に____委員より同様の御質問をいただいておりますので、併せて回答させていただきます。男女平等参画課が所有する物品としては、プロジェクターのほか、スクリーンやワイヤレスマイク、CDラジカセ等があります。しかしながら、それらは全ての利用者に貸し出すことを前提とした物品ではございません。現在、その貸出しについては、男女平等参画センター登録団体と本課との共催事業、又は、登録団体が企画・提案する、市民に対して男女平等参画の視点から有効かつ賛同できるもの等であり、本課が協力する事業については貸出しを行っています。これは、本課が所有する物品は、市が男女平等参画の推進に向けて実施する事業に使用することに加え、さらに、登録団体が行う活動のうち、市が関与することで、更に効果的な事業となるものに限定して、効率的に使用することを目的としているためです。本課事業として年間約30件使用すること、前日に準備等がありますので、その倍の60日程度は使用します。それに加え、市の他部署からの要請等に対応している状況において、登録いただいている各団体からの貸出要望にはお応えできる状況にはありません。そのため、現状においては、まずは、各団体において必要物品の御準備をさせていただくこととし、どうしても準備ができない場合において、本課に御相談いただきますようお願いいたします。今後も、可能な限り、各団体の活動を支援してまいりたいと思いますが、数量に限りのある物品の貸出しとなりますことについて、御理解と御協力をよろしく申し上げます。

委員長

____委員、よろしいでしょうか。

____委員

それでは、研修内容に関わらず、相談をすれば借りることができるという認識でよろしいでしょうか。

執行機関

ただいま説明させていただいた内容は、あくまでも男女平等参画課に登録している15団体に向けたプロジェクターの貸与についてでございます。確か、____委員からの御質問は、みと文化交流プラザを利用する際の全体の利用についてということであったかと思っております。この点につきまして、今回初めて参加される委員の皆様には、話の行き違いがあるかと思

ましたので、補足させていただきました。五軒市民センターに登録のある約 400 団体につきましては、後ほど説明させていただきます。

____委員

今までも男女平等参画課の登録団体としての利用はしております、そういった条件があるということは承知しております。ただし、男女平等参画に関連のない研修等の場合に利用できないことを悩んでおります。講師のかたによっては、こちらで準備をしてと依頼されることがありますので、それに応じなければならないことも多いのです。

執行機関

ただいまの____委員からの御質問に回答させていただきます。まず、五軒市民センターは 400 を超える団体のかたがたに登録していただいております、多くの皆様に御利用いただいております。利用に当たりましては、部屋ごと、活動内容により、さまざまなルールを設けさせていただきながら、秩序ある利用をしていただいていると認識しております。その中で、御質問いただきましたプロジェクターにつきましては、現在、小学校区ごとにある市民センターのうち、比較的新しい市民センターのホールにはプロジェクターの設置があるところもございます。残念ながら、五軒市民センターは設立が昭和 50 年と古いものですから、現状として貸出しできる物品が、スクリーン、マイク、アンプ、CD ラジカセなどとなっております。プロジェクターは過去に所有していた経緯はあるのですが、故障をして廃棄をしており、現状、物品として所管しているものはございません。他の利用者の皆様からの御意見・御要望などを承りながら、担当課の市民生活課と協議をしていきたいと思っております。備品の要求ということで、予算措置が伴うことであることと、プロジェクターは精密機械であることから、故障についても否めない部分もございますので、夜間等の貸出しにつきましては、お客様との信頼関係によって貸出しを実施しているところです。このように解決しなければならないこともあるかと存じますので、今後市民の皆様のニーズを加味して、備品として備えていくことが適切なものかどうかを担当課である市民生活課とよく協議して参りたいと思っております。現状としましては、備えておりませんので、各団体にお持ち込みいただき、御使用いただいております。回答につきましては、以上でございます。

委員長

この件に関しましては、____委員からも御質問がありました、いかがでしょうか。

____委員

はい。団体でもプロジェクターの件を、質問事項にさせていただきました。今までも月間事業として講座等を実施しており、その際にはもちろん、プロジェクター、スクリーン、マイク等をお借りして実施しておりました。今回のプロジェクター貸与については、私たちの

毎週行っている活動の中で、年表を作成する作業があるのですが、今まで紙ベースで行っていた作業を、PCとプロジェクターを使って壁に映写しながら、その場で皆の意見をまとめながら修正等をしていくというように作業を効率化させたいと考えて依頼させていただきました。今現在、会員個人所有の家庭用の小さなプロジェクターを持参していただき、使用しています。活動は毎週あり、持参してもらうことやそのかたが休むことができないことなど、負担をかけてしまっている状況です。もし、男女平等参画課のプロジェクターをお借りすることができるようであれば、お願いしたいと思いました。さきほどの回答の内容ですと、男女平等参画課では年間60日ほど使用するということでしたので、コンスタントに毎回はお借りできないということですが、可能な日にはお借りできるということでしょうか。申出をして、その日に可能であればお借りできるという認識でよろしいでしょうか。

執行機関

前もって申出を受けて貸出しができるかということですが、私ども男女平等参画課と登録団体との取り決めをしております。プロジェクターも貸出し可能な機器としてございますが、それは、男女平等参画課が主催、共催又は協力する事業について、市民に向けての発表の機会等に、男女平等参画課所有のプロジェクターを貸し出しているという状況でございます。さきほどの説明にもありましたように、貸出しのために所有している物品ではございませんので、前もって申出を受けていても、市の他の事業が急に入った場合にそちらを優先させていただくこともございますので、御迷惑をおかけしてしまうかもしれません。また、団体の活動が毎週あり、その毎週にプロジェクターをお貸しするということは予見しておりませんでしたので、できることならば、団体専用にお貸しできるような状態をつくってからお貸ししたほうがよいのではないかと考えているところでございます。とは申しましても、単発的にはお貸ししている状態ではありますので、今現在、団体で所有しているものを中心に活動していただき、万が一それが突然使えなくなってしまう、所有しているかたが欠席であるとか、そういった場合には事前に御相談いただければと思います。環境を整えてから皆様に、そして他の団体のかたがたにも声をかけさせていただき、平等にお貸しできるようになればと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

委員長

よろしいでしょうか。プロジェクターについては貸出用ではないので、約束はできないですけれども、ということですね。更に使い勝手のよい施設になるためには、備品の件も前向きに検討いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。ただいまの___委員からの御質問については以上でよろしいでしょうか。それでは、他に御意見・御質問等いかがでしょうか。よろしければ、会議次第4の「その他」に移ります。事務局から、よろしくお願ひいたします。

執行機関

今回の会議開催にあたり、お二人の委員より、事前に御質問をいただいております。1つめの、____委員と____委員からのご質問「男女平等参画課が所有するプロジェクターの貸出し」については、さきほど御説明させていただいたとおり対応してまいりたいと思います。よろしくお願いたします。2つ目は、____委員と____委員から、内容といたしましては、「男女平等参画センターにおける新型コロナウイルス感染対策のこれまでの経過と今後の対応について」ということを御質問いただいております。事前の御質問はこの2点でございます。

委員長

それでは、2つめの「男女平等参画センターにおける新型コロナウイルス感染対策のこれまでの経過と今後の対応について」事務局より御説明いただきたいと思います。

執行機関

それでは、「男女平等参画センターにおける新型コロナウイルス感染対策のこれまでの経過と今後の対応について」回答させていただきます。

新型コロナウイルスにつきましては、昨年12月以降に、中国武漢市を中心に発生し、急速に全世界に広まったものと認識されており、現在も各国でさまざまな取組がなされていると思います。国内におきましては、乗客の感染が確認されたクルーズ船が横浜港へ入港したことをきっかけとして、急速に認知されたところだと思います。この新型コロナウイルス感染症への対策として、政府は、感染症法に基づいて強制入院などの措置を取ることができる指定感染症に指定したほか、新型インフルエンザ等対策特別措置法上も、期限付きで「新型インフルエンザ等」とみなし、日本国政府が緊急事態宣言を発令できるようにするなどの整備を行い、皆様も御存じのとおり、これまで各種の対応がなされてきたところです。本市としましては、2月21日に市長をトップとする「水戸市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、国及び県の動向や情報の収集を行うとともに、市内の状況を鑑みながら、各施設における予防対策をはじめとするさまざまな検討を行い、その対応を決定しています。その中で、今回御質問いただきました本センターに係る対策本部の決定経過としましては、

- ・【2月21日】市主催イベント等に対する対応方針を決定
- ・【2月25日】「水戸市対応方針」を決定
- ・【2月28日】本センター及び五軒市民センターの事業・利用を3月2日から31日の間中止、及び集客事業となるキャリアアップセミナーなどの3事業の中止を決定
- ・【3月23日】本センター及び五軒市民センターの調理室を利用するもの以外の事業及び利用を4月1日から再開することを決定
- ・【4月2日】市内感染者が確認されたことに伴い、本センター及び五軒市民センターの事業及び利用を4月3日から5月10日まで中止することを決定

・【4月21日】男女平等参画推進月間事業について、集客事業のヒューマンライフシンポジウム及び市民企画講座は中止とし、標語及び写真コンテストを月間の期間中に募集することを市長調整のうえ決定

・【4月27日】感染が終息に向かっていない状況を鑑み、本センター及び五軒市民センターの事業及び利用中止期間を5月10日から5月31日まで延長することを決定

・【5月20日】本センター及び五軒市民センターの事業は順次再開、利用については調理室及び交流スペースを除き、6月1日より再開することを決定

・【6月22日】本センター及び五軒市民センターの調理室を、留意事項を付して、7月1日より再開することを決定

以上を決定しています。従いまして、現在の当センターの利用状況としては、事前に消毒等の対策を行いつつ、三密（密閉、密集、密接）を避けるため、各部屋の利用は収容人数の半分程度にさせていただき、利用時間を短縮していただく等の御協力をいただき、全室使用可能としております。また、事業につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえながら、可能なものから順次実施する方向で進めているところです。

今後につきましては、これまでと同様に、国及び県の対応を踏まえながら、市内状況を加味し、市民の安全・安心が確保されるように、慎重に検討を進め、市の他施設等との調整を行いながら、対策本部で協議・決定してまいりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。説明については以上でございます。

委員長

ありがとうございます。この「その他」の質問については____委員と____委員からいただいたものですが、何か御意見等いかがでしょうか。

____委員

ありがとうございました。今現在大変な状況でございますが、私たち使用させていただいている者として、この施設の安全が一番かと思えます。私が活動している「_____」で、私は2012年を担当して調べているのですが、その中に、災害は準備が手薄なところにやってくるというお言葉が新聞の中に載っていました。今後も予測不能なことばかりで、対応というよりさまざまな準備をしなければならないと思えます。そして、やはり使用者の安全を第一に、この施設「びよんど」を大事に守っていただき、そして、私たちも同じように使用させていただきたいと思えます。ありがとうございました。

委員長

____委員はいかがでしょう。

____委員

私も、____委員と同じように、活動できる場所があるということは、幸せなことだと実感いたしました。毎回、自分たちの好きな時に、好きな時間帯で利用できるということが日常でありましたが、それが恵まれたことだったのだと実感しております。テレワークなどのように、インターネットを利用した活動もできると思いますが、なかなかすべての会員がその状況にはなれないということもあり、男女平等参画センターの使用規定に従いながら、できるだけ施設は使用できるようにしていただきたいと思います。予測不能で今後どうなるかも分からないですが、やはり市民の交流の場があるということは、とてもよいことだと思っております。以上でございます。

委員長

ありがとうございました。本日も、水戸市で感染されたかたがいらっしゃるようですので、このセンターのみならず、利用されるかた御自身も気をつけていただければと思います。使用は部屋の定員の半数を目途に留意いただくとのことですので、活動の人数等の調整なども計画的に行っていただければと思います。「その他」につきまして、さきほどのプロジェクターの件も含めて、他に御意見、御質問等はありませんか。なければ、事前にいただいた質問についてはこれで終了いたします。

その他、何か御質問等がありましたらお願いいたします。

執行機関

はい。よろしいでしょうか。さきほど____委員から御質問いただきました女性人材バンクの登録者の審議会への参画状況でございますが、人材バンク枠ではないかたもいらっしゃるかと思いますが、42名中、12名のかたが委員になられています。その12名の中でも複数の審議会に参加されているかたもいらっしゃるようですので、もう少し参画率は増えるかと思っております。以上でございます。

委員長

すぐにお調べいただき、ありがとうございました。かなりの率で活躍されているということですね。ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。それでは、本日予定されていた議事については全て終了いたしました。最後に、事務局から何か連絡事項等がありますでしょうか。

執行機関

特にございません。

委員長

それでは、今後も男女平等参画社会の実現を目指して、行政として努力していただくことをお願いします。

以上をもちまして、令和2年度第1回水戸市男女平等参画センター運営委員会を終了いたします。皆様、御協力いただきまして、ありがとうございました。